



# 各種届出

## < 飲食店開業時の各種届出 >

### ▼各業種共通: 個人事業主として新規に開業する場合

届出先	申請名	提出期限
税務署	個人事業の開業・廃業等届出書 所得税の青色申告承認申請書 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(従業員を雇う場合) 青色事業専従者給与に関する届出書(同居家族を専従者とする場合)	事業開始日 1ヶ月以内

### ▼各業種共通: 従業員を雇う場合

届出先	申請名	提出期限
年金事務所 日本年金機構	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届出書	入社日より 5 日以内
労働基準監督署 ハローワーク	労働保険関係成立届出書など 雇用保険適用事務所設置届出書など	保険関係成立後 10 日以内

### ▼飲食店開業時の申請書

申請名(申請条件)	説明
飲食店営業許可申請 (必須)	届出先 保健所 提出期限 竣工もしくはオープンの日から 2 週間前 提出物 ・営業許可申請書 ・店舗の間取り図 ・厨房の間取り図 ・資格証明書 ・申請料、など
防火対策物使用開始届 (必須)	届出先 消防署 提出期限 店舗使用開始の 7 日前 提出物 ・防火対象物使用開始届出書 ・店舗付近の地図 ・消防用設備が記入された店舗の平面図 ・店舗の立面図、断面図、など
深夜酒類提供飲食店営業許可 (夜 12 時以降に酒類を提供する飲食営業する場合)	届出先 警察署 提出期限 開業 10 日前 提出物 ・営業許可申請書 ・店舗の平面図 ・照明、音響、防音の設備図 ・申請者の住民票(本籍地の記載があるもの) ・食品営業許可証の写し、など